

無線従事者

九州総合通信局長 殿

届出者 郵便番号
住 所
(電話番号)
氏 名

主任無線従事者
次のとおり
無線従事者

第 39 条
を選（解）任したので、電波法
第 51 条 の

規定により届けます。

記

無線局の種別等

無線局の種別	呼出符号等	免許の番号	無線設備の設置場所

年 月 日現在

[illegible]

記載上の注意

- (注1) 主任の欄は、電波法で定める主任無線従事者である場合に限り、「主任」と記載すること。
 (注2) 無線従事者の資格は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ右欄に掲げる略称で記載することができる。

区 分	略称		区 分	略称
第一級総合無線通信士	1 総		第一級海上特殊無線技士	海特 1
第二級総合無線通信士	2 総		第二級海上特殊無線技士	海特 2
第三級総合無線通信士	3 総		第三級海上特殊無線技士	海特 3
第一級海上無線通信士	1 海		第一級陸上特殊無線技士	陸特 1
第二級海上無線通信士	2 海		第二級陸上特殊無線技士	陸特 2
第三級海上無線通信士	3 海		第三級陸上特殊無線技士	陸特 3
第四級海上無線通信士	4 海		レーダー級海上特殊無線技士	海特レ
第一級陸上無線技術士	1 陸		国内電信級陸上特殊無線技士	陸特国
第二級陸上無線技術士	2 陸			
航空無線通信士	航空			
航空特殊無線技士	航特			

- (注3) 免許証番号の欄は、「ABCD1234」のように記載すること。
 (注4) 住所の欄は、主任無線従事者に限り記載するものとし、無線従事者については記載を要しない。
 (注5) 免許証コピーの提出は要しない。